

へきしんで  
ニ - サ

# NISA はじめませんか

少額投資非課税制度

NISA口座で投資信託を300,000円以上購入された方に

**クオカード1,000円プレゼント!**



プレゼント期間▶平成28年9月1日(木)～平成29年3月31日(金)まで

※お1人様1回限りとさせていただきます。 ※インターネットでお申し込みされた方は窓口へお申し出ください。

※投信自動積立(定時定額購入取引)は対象外となります。

※しんきんインデックスファンド225およびドルマネーファンドは対象外となります。

## NISA(少額投資非課税制度)とは?

公募株式投資信託等の普通分配金や売却益が非課税になる個人向けの制度です。

平成28年から平成35年まで、毎年120万円を上限として最長5年間で最大600万円までの投資から得た利益が非課税になります。 ※上場株式の配当や売却益、上場ETF・上場REITの分配金や売却益を含みます。

### NISAのポイント

- Point 1 日本国内に住む**満20歳以上**の方が対象(口座を開設する年の1月1日時点)
- Point 2 **公募株式投資信託**などの売却益・普通分配金が**非課税**
- Point 3 毎年の非課税投資枠は**120万円**
- Point 4 非課税投資枠総額は**最大600万円**(120万円×5年間)
- Point 5 **最長5年間の非課税期間**



### 平成28年から未成年者が利用できる“ジュニアNISA”が始まりました

- Point 1 日本国内に住む**0～19歳**の未成年者が対象(口座を開設する年の1月1日時点)
- Point 2 **公募株式投資信託**などの売却益・普通分配金が**非課税**
- Point 3 毎年の非課税投資枠は**80万円**
- Point 4 非課税投資枠総額は**最大400万円**(80万円×5年間)
- Point 5 **18歳までは払出しに制限**



ジュニアNISAでは、原則として親権者さまが未成年者の代わりに運用を行います。

そのため、お子さまやお孫さまの教育資金などの将来に向けた準備として活用することができます。

 **碧海信用金庫**

登録金融機関:東海財務局長(登金)第66号  
加入協会:日本証券業協会

<http://www.hekishin.jp/>

## NISA（少額投資非課税制度）に関する留意事項

- NISA口座の開設は、1人1口座に限られ、複数金融機関に申し込むことはできません。
  - 本制度の対象となる商品には、公募株式投資信託、上場株式、ETF（上場投資信託）、REIT（不動産投資信託）などがありますが、当金庫ではそのうちの公募株式投資信託を取扱っています。
  - 各年120万円の非課税投資枠は、その年にしか使うことができず、未使用分を翌年以降に繰り越すことはできません。
  - 他の口座との損益通算はできません。また、非課税口座内で譲渡損が発生したとしても繰越控除することはできません。
  - 非課税口座内で保有している投資信託等を一度売却すると、売却部分の非課税投資枠は再利用できません。
  - 公募株式投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、本制度のメリットは受けられません。
- ※今後の税制改正等により、記載内容が変更となる場合があります。

## ジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）に関する留意事項

- ジュニアNISA口座は、1人1口座（1金融機関）しか開設できません。また、NISA口座と異なり、金融機関の変更はできません。金融機関によって取扱い商品やサービスがそれぞれ異なりますので、お客さまのご希望に合わせてご選択ください。
  - ジュニアNISA口座での損失は、ジュニアNISA口座以外（特定口座や一般口座）で保有する投資信託などの売買益や分配金などの損益通算はできず、その損失の繰越控除もできません。
  - ジュニアNISA口座で保有している投資信託などを一度売却すると、その非課税投資枠の再利用はできません。また、年間80万円までの非課税投資枠のうち、未使用分を翌年以降に繰越することもできません。
  - 投資信託における分配金のうち元本払戻金（特別分配金）は、ジュニアNISA口座での保有であるかどうかにかかわらず非課税のためジュニアNISA制度上の非課税メリットを享受できません。
  - 18歳（※）までは、原則として払出すことはできません。それ以前に払出す場合は、災害等の場合を除き、ジュニアNISA口座は廃止され、過去に非課税とされた譲渡益や分配金などに対して課税されます。
- ※口座名義人が、3月31日時点で18歳である年の前年12月末（例：高校3年生の12月末）

## ご購入の際の注意事項

### 投資信託に関する留意事項について

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託は、組入価値証券等の価格下落や組入価値証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生じることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生じることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧ください。
- 投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。
- 投資信託手数料等の費用は以下のとおりになっています。詳細につきましては、各ファンドの投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

申込手数料	基準価額（※）に最大3.24%（消費税込）を乗じて得た額
運用管理費用（信託報酬）	純資産総額に対し、最大年2.376%（消費税込）程度を乗じて得た額
信託財産留保額	基準価額（※）に最大0.5%を乗じて得た額
その他費用	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

※基準価額の適用日：お申込日（ご指定日がある場合は、ご指定日）当日（又は翌営業日）

- 手数料等の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので、表示することはできません。